

2019年3月29日

研究データのライセンス表示ガイドライン

エグゼクティブ・サマリー

研究データ利活用協議会 ライセンス小委員会

1. 本書の目的

本書は、研究データのライセンス表示（利用条件の明示）に関するガイドラインです。研究機関や大学に所属する研究者（個人）が、研究終了後に、論文の論拠としたデータを公開したり、データそのものを研究成果として発表するとき、無断転載や剽窃、不適切な加工、利害関係者とのトラブルといった問題を防ぐために、自身が望むデータの利用条件を、第三者へ簡潔に伝えられるようになることを狙いとしています。また、公開された研究データを第三者が取得する際に、ライセンスの理解を容易にすることも目的としています。

2. 想定読者

研究者（個人）が、自ら作成し、一貫した権利を持つ個別のデータセットに対して、主として研究利用を目的とした、簡潔な利用条件を指定する場面での参照を想定しています。データベースやリポジトリなど、複数のデータに対するライセンス指定を行いたい方は、本ガイドラインの準用を検討するとともに、関連法制の専門家に助言を求めることを推奨します。産学官連携による研究など、複数の利害関係者が登場するようなケースについても同様です。また、組織・機関による利用条件の表明に当たっては、より包括的なデータポリシーの策定をご検討ください。

3. ライセンス表示の流れ

3.1 開示対象となるデータを特定する

まずは、開示対象となるデータを特定してください。「研究データ」の種類には諸説ありますが、本ガイドラインでは、研究に用いる又は用いた数値やテキストによる記録のほか、集計表、文書、図画、映像などのすべてを「研究データ」と見なします。

ただし、本ガイドラインでは、メタデータや研究ノート、試料・サンプル、現物の物品などは「非-研究データ」と見なします。論文やペーパー、ポスター、スライド資料、研究に用いたデータベース、ソフトウェア、ソースコードなども、「研究データ」とは分けて

取り扱います。

注1：派生データの取り扱い

研究者自身が、元データをもとに作成したデータ（派生データ、二次データ）研究データをもとに作成されたデータは、元になる研究データ自体とは分けて扱います。とくに、研究データの作成者と、派生データの作成者が異なる場合は、データの引用方法や権利帰属に注意しましょう。データの性質によって、適用される法律が異なることがあります（著作権法による権利保護を受けられる場合、不正競争防止法により民事的な救済を求められる場合など）。

注2：メタデータの取り扱い

メタデータはデータの存在を世の中に知らせる重要な役割を果たします。その利用条件は研究データと分けて考え、なるべく広く利用されるようなライセンス選択を行きましょう。また、透明性の確保のため、メタデータ内にデータの改変方法に関する記述を作成する、または手順を記したレポートやデータペーパーを引用することを強く推奨します。

3.2 ライセンスを選択する（利用条件の指定）

開示（共有・公開・登録）対象とするデータが特定できたら、そのデータを利用する第三者に求める条件を選んでください。本ガイドラインが推奨する条件指定は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス (<https://creativecommons.jp/licenses/>) を参考に作成しており、複数の条件を組み合わせることも可能です。研究データが複数ある場合や、派生データと合わせて公開する場合には、それらの利用条件もまとめて指定すると簡便です。

条件指定の結果一覧

ライセンスの種類	概要
権利放棄	原則として自由に利用できる
表示	引用元・クレジットの明示、改変有無の明示
表示, 非営利	引用元・クレジットの明示、改変有無の明示、商用利用の禁止
表示, 改変禁止	引用元・クレジットの明示、改変有無の明示、改変したデータの開示禁止
表示, 非営利, 改変禁止	引用元・クレジットの明示、改変有無の明示、商用利用の禁止、改変したデータの開示禁止

表示, 継承	引用元・クレジットの明示、改変有無の明示、改変したデータのライセンス変更禁止
表示, 継承, 非営利	引用元・クレジットの明示、改変有無の明示、商用利用の禁止、改変したデータのライセンス変更禁止
非開示	個別契約で利用条件を指定。情報公開日時までデータは開示されない。

注：詳しい利用規約を定める場合

自身で利用条件をより詳しく指定したい場合は、開示対象とするデータを特定し、利用条件を選択するだけでなく、利用上の注意を合わせて表示すると、詳細がより分かりやすくなります。知財・法務の専門家から助言を受けながら、出所の表示や改変方法の記載例、免責事項などを含む、簡潔な文書を作成するとよいでしょう（本文末に、データの引用表記やクレジット表示の例を示します）。なお、開示先のデータポリシーや利用規約により制限が生じる場合があることに留意してください。

3.3 開示に制約がないかを確認する

データに含まれる情報の性質や、研究当事者の要望などから、データ公開に制約が生じることもあります。以下の各項目につき、制約に該当するかどうかを確認しましょう。確認の結果、現時点でデータを開示する判断が難しい場合は、制約条件が消滅する「情報公開日時」の設定を推奨します。

- (1) 所属機関（部署）、研究助成機関などで公開制限が定められている場合
- (2) 共同研究契約や個別の契約により公開制限が定められている場合
- (3) 個人情報を含む場合
- (4) 国家安全保障などに係る場合
- (5) 出願中の知財、商業化を想定した研究に係る場合
- (6) その他、分野・研究コミュニティの慣習などで、公開制限が一般的な場合

3.4 開示先を選ぶ

公開対象となるデータのライセンス表示、利用条件を決めたら、開示先を選びましょう。個人でファイル共有サービスや、データ管理ソフトウェアを導入することも考えられますが、整理・保存を任せられる、利用者の認知を得やすい、セキュリティ管理が行われやすいといった観点から、関連分野のリポジトリ、データベースなどの選択を推奨します。適切なリポジトリがない場合は、所属機関のリポジトリや汎用的なリポジトリの利用を検討しましょう。開示先を選ぶ際には、国際基準などに適合しているかどうか、どの国の法律

に準拠しているかなども留意するとよいでしょう。

4. ライセンスを表示する

4.1 データのライセンス表示

本書を用いて指定したデータのライセンスを表示します。

例： **表示 - 非営利 - 改変禁止**

- 本データの開示（共有・公開・登録）に当たっては、出所を明示してください。
- 本データを改変した場合には、その手順を何らかの手段で明記してください。

4.2 利用規約

自身で利用条件をより詳しく指定したい場合は、以下の例が参考になります。

例：

本データ及び付録資料に収録された情報(以下「本データ等」といいます)に関する一切の権利は、原則として、本データ等の作成に関与した研究者、研究機関又は当該データの提供者(以下「情報提供者」といいます)に帰属します。本データ等に関する権利は、我が国国内法及び国際条約により保護されており、情報提供者が指定する利用規約又はライセンス表示に従う場合を除いて、本データ等を無断で利用することはできません(使用、複製、頒布、上映、公衆送信、上演、出版、送信可能化、翻案、改変及び商用利用を含みますが、これらに限られません)。本データ等の利用に当たっては、情報提供者が指定する利用規約及びライセンス表示に同意したものとみなします。

(利用条件)

- 本データの開示（共有・公開・登録）に当たっては、出所を明示してください。
- 本データを改変した場合には、その手順を何らかの手段で明記してください。

※本データ等に著作権が発生する場合、クリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 国際ライセンス (CC-BY) の条件で利用することが可能です。著作権が発生しない場合でも、出所の明示を条件に利用することが可能です。

(例 1) 出所：「本データ等の名称」 (本データ等の作者名) (本データ等の URL)
(バージョン表記などの日時情報)

(例 2) 出所：「本データ等の名称」 (本データ等の作者名) (本データ等の URL)
をもとに (利用者名) が加工して作成

なお、本データ等に関しては、万全を期してはおりますが、正確性、确实性、目的適合性その他の品質を保証するものではありません。本データ等を用いて行うすべての行

為に関して、その責任はすべて利用者自身に帰属します。

万が一、本データ等を用いたことによって利用者が何らかの損害を被った場合、その損害に関して情報提供者は一切の責任を負うものではありません。得られた情報に基づく決定は、本データ等の利用者ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

また、情報提供者は本データ等からアクセス可能な、第三者が権利を有する情報の正確性、信頼性、安全性を何ら保証するものではなく、第三者が権利を有する情報の利用により生じたいかなる損害に関しても、情報提供者は一切の責任を負うものではありません。

本データ等は、予告なく追加、変更、削除されることがありますので、あらかじめご了承ください。

(氏名)

(文書の公開年月日)

参考：出所の表示

ライセンスされたデータを「表示」する際の書式例を示します。

作成者 . (**公開年**). **タイトル** [**種類**]. **リポジトリ名** . DOI
例：Madoka Tsumura, & Yosuke Yamazaki. (2018). 日本における医学・歯科医学・薬学の博物館・資料館のリスト [Data set]. Zenodo. <https://doi.org/10.5281/zenodo.1313262>, (参照 20YY-MM-DD).

5. 詳細

本文書の作成に当たって論点となった事項や、参考文献その他の情報は、[本編のドラフト](#)を共同編集しながら議論を続けています。みなさまからのご意見・ご質問をお待ちしております。